

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

2019年10月見直し箇所

: 赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	31
就労定着支援サービス費	33
自立生活援助サービス費	34
共同生活援助サービス費	35
計画相談支援給付費	38
障害児相談支援給付費	39
地域相談支援給付費（地域移行支援）	40
地域相談支援給付費（地域定着支援）	41
福祉型障害児入所施設給付費	42
医療型障害児入所施設給付費	46
児童発達支援給付費	48
医療型児童発達支援給付費	52
放課後等デイサービス給付費	53
居宅訪問型児童発達支援給付費	58
保育所等訪問支援給付費	59

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共 団体が設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	利用者の 数が利用 定員を超 える場合	入所支援 計画が作 成されない 場合	身体拘束 廃止実 施減算	職業指導 員を配置し ている場合 (1日につき)	重度障害 児支援加 算	重度重複 障害児加 算	強度行動 障害児特 別支援加 算	幼児加算	心理担当職 員を配置し ている場合 (1日につき)	看護 職員 配置 加算 (Ⅰ)	看護 職員 配置 加算 (Ⅱ)	児童指導員 増員加算 (1日につき)	
知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (897単位)				+49単位					+100単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (784単位)				+148単位						+100単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,617単位)				+49単位									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(三)当該施設が単独施設 (897単位)				+73単位						+51単位	+100単位	+96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +111単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (623単位)				+49単位									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +41単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,039単位)				+49単位						+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位
		(三)当該施設が単独施設 (822単位)				+39単位						+26単位	+30単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +23単位
	(4)定員21人以上30人以下	(784単位)				+29単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +23単位	
	(5)定員31人以上40人以下	(655単位)				+23単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位	
	(6)定員41人以上50人以下	(585単位)				+20単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(562単位)				+17単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(541単位)				+14単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(519単位)				+13単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(501単位)				+12単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(480単位)				+11単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(477単位)				+10単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(475単位)				+9単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
(14)定員121人以上130人以下	(472単位)				+9単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
(15)定員131人以上140人以下	(468単位)				+9単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
(16)定員141人以上150人以下	(466単位)				+9単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
(17)定員151人以上180人以下	(462単位)				+9単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		

	(18)定員161人以上170人以下	(458単位)	+9単位	+6単位	+6単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位				
	(19)定員171人以上180人以下	(454単位)	+8単位	+6単位	+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位				
	(20)定員181人以上190人以下	(450単位)	+8単位	+5単位	+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位				
	(21)定員191人以上	(447単位)	+8単位	+5単位	+6単位	+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位				
口 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(792単位)	+49単位	-26単位	-38単位	-38単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +38単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位				
	(2)定員31人以上40人以下	(723単位)	+39単位	-26単位	-36単位	-36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +38単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位				
	(3)定員41人以上50人以下	(687単位)	+29単位	-20単位	-32単位	-32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位				
	(4)定員51人以上60人以下	(656単位)	+26単位	-17単位	-26単位	-26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位				
	(5)定員61人以上70人以下	(626単位)	+23単位	-19単位	-22単位	-22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位				
	(6)定員71人以上	(596単位)	+20単位	-18単位	-18単位	-18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位				
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,054単位)	+296単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位		
(二)当該施設が単独施設			(835単位)	+49単位							
(2)定員6人以上9人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(766単位)	+148単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位			
		(二)当該施設が単独施設	(835単位)	+49単位							
(3)定員10人		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(766単位)	+148単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(1,608単位)								
		(三)当該施設が単独施設	(835単位)	+49単位							
(4)定員11人以上15人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(586単位)	+98単位	+51単位	+30単位	+36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(1,150単位)								
		(三)当該施設が単独施設	(761単位)	+49単位							
(5)定員16人以上20人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(544単位)	+73単位	+51単位	+30単位	+36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(965単位)								
		(三)当該施設が単独施設	(761単位)	+49単位							
(6)定員21人以上25人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(487単位)	+59単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +41単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(864単位)								
		(三)当該施設が単独施設	(736単位)	+49単位							
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(458単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +41単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位				
	(二)当該施設が主たる施設	(736単位)									
	(三)当該施設が単独施設	(736単位)	+49単位								
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(648単位)	+39単位	+26単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位				
	(二)当該施設が単独施設	(648単位)									
				減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算する場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	1日につき +11単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +158単位 ニ 重度障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき +189単位 *別に定める条件に合致する場合 +11単位	*公認心理師の場合 +10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +41単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	乳幼児加算	心理担当職員配置加算
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合	(351単位)				イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合+11単位	1日につき+111単位		1日につき+26単位 *公認心理師の場合+10単位
	(2) 肢体不自由児の場合	(174単位)				ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位		1日につき+70単位	
	(3) 重症心身障害児の場合	(913単位)							
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで	(419単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合+11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位 *公認心理師の場合+10単位
		(二)61日目以降90日まで	(383単位)						
		(三)91日目以降180日まで	(351単位)						
		(四)181日目以降	(318単位)						
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(205単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合+11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位 *公認心理師の場合+10単位
		(二)61日目以降90日まで	(189単位)						
		(三)91日目以降180日まで	(174単位)						
		(四)181日目以降	(159単位)						
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,100単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位 *別に定める要件に合致する場合+11単位	1日につき+111単位	1日につき+26単位 *公認心理師の場合+10単位
		(二)61日目以降90日まで	(1,002単位)						
		(三)91日目以降180日まで	(913単位)						
		(四)181日目以降	(824単位)						
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(126単位)				ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位	
	(2) 重症心身障害児の場合	(889単位)							

二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(152単位)
		(二)61日目以降90日まで	(138単位)
		(三)91日目以降180日まで	(126単位)
		(四)181日目以降	(114単位)
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,076単位)
		(二)61日目以降90日まで	(978単位)
		(三)91日目以降180日まで	(889単位)
		(四)181日目以降	(800単位)

ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	1日につき+70単位
-------------------------------	-------------	------------

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき448単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

保育職員加配加算	(1日につき20単位を加算)
----------	----------------

地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×35/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×25/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×14/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×5/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×30/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×27/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共 団体が設 置する場 合	有資格者 を配置し た場合	利用者の 数が利用 定員を超 える場合	配置すべ き従業者 (児童発達 支援管理 責任者を 除く)の員 数が基準 に満たな い場合(1 日につき)	児童発達 支援管理 責任者の 員数が基 準に満た ない場合 (1日につ き)	通所支援 計画が作 成されな い場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	身体拘束 廃止未実 施減算	人工内耳 装用児文 援加算 (1日あた り)	児童指導 員等加配 加算(Ⅰ) (1日につ き)	児童指導 員等加配 加算(Ⅱ) (1日につ き)	看護職員 加配加算 (1日につ き)	共生型 サービス 体制強化 加算	
児童発達 支援セン ターで行 う場合	(1) 定員30人以下	(1,085単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +70単位 (2) 児童指導 員等の場合 +52単位 (3) その他の 従業者の場 合 +30単位	イ +67単位 ロ +134単位 ハ +201単位			
	(2) 定員31人以上40人以下	(1,004単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +60単位 (2) 児童指導 員等の場合 +44単位 (3) その他の 従業者の場 合 +28単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位			
	(3) 定員41人以上50人以下	(929単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +60単位 (2) 児童指導 員等の場合 +34単位 (3) その他の 従業者の場 合 +20単位	イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位			
	イ 障害児(難聴児、重症心身 障害児を除く)の場合	(4) 定員51人以上60人以下	(858単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +38単位 (2) 児童指導 員等の場合 +28単位 (3) その他の 従業者の場 合 +17単位	イ +38単位 ロ +72単位 ハ +108単位		
		(5) 定員61人以上70人以下	(829単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +32単位 (2) 児童指導 員等の場合 +24単位 (3) その他の 従業者の場 合 +14単位	イ +31単位 ロ +62単位 ハ +93単位		
		(6) 定員71人以上80人以下	(803単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +28単位 (2) 児童指導 員等の場合 +21単位 (3) その他の 従業者の場 合 +12単位	イ +27単位 ロ +54単位 ハ +81単位		
		(7) 定員81人以上	(777単位)										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +28単位 (2) 児童指導 員等の場合 +18単位 (3) その他の 従業者の場 合 +11単位	イ +24単位 ロ +48単位 ハ +72単位		
難聴児の場合	(1) 定員20人以下	(1,383単位)	× 965/1,000								+603単位	(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +105単位 (2) 児童指導 員等の場合 +77単位 (3) その他の 従業者の場 合 +45単位	イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位			
	(2) 定員21人以上30人以下	(1,190単位)									+531単位	(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +84単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位			
	(3) 定員31人以上40人以下	(1,074単位)									+488単位	(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +60単位 (2) 児童指導 員等の場合 +44単位 (3) その他の 従業者の場 合 +28単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位			

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき9単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度	(1回につき94単位を加算)

特別支援加算	(1日につき54単位を加算)
--------	----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき165単位を加算)
-------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	送につき54単位を加算	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき37単位を加算)	注2 同一敷地内の場合 ×70/100
			注 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)
--------------	--------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×76/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×56/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×31/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×10/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
-----------------	------------------------	--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×25/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×22/1,000)	

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	身体拘束廃止未実施減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ 重症心身障害児の場合					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合					
	ニ 重症心身障害児の場合					
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)				
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき35単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)				
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)				
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)				
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		(1回につき94単位を加算)				
特別支援加算		(1日につき54単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき37単位を加算)			注 同一敷地内の場合 × 70/100	
保育職員加配加算		(1日につき50単位を加算)			注 一定の条件を満たす場合 +22単位	
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)			
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)			
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)			
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)			
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)			
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)			
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)				
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)				
保育・教育等移行支援加算		(1回を限度として500単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位 × 146/1,000)				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位 × 106/1,000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位 × 59/1,000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位 × 20/1,000)				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位 × 92/1,000)				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位 × 82/1,000)				

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注										
		有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき) 又は 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等追加加算(Ⅰ)(1日につき)	児童指導員等追加加算(Ⅱ)(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下 (660単位)	+9単位						(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
	(2) 児童指導員等の場合 +155単位								(2) 児童指導員等の場合 +155単位			
	(3) その他の従業者の場合 +91単位								(3) その他の従業者の場合 +91単位			
	(二)定員11人以上20人以下 (443単位)	+6単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +103単位	(2) 児童指導員等の場合 +103単位		
									(3) その他の従業者の場合 +61単位	(3) その他の従業者の場合 +61単位		
	(三)定員21人以上 (333単位)	+4単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +62単位	(2) 児童指導員等の場合 +62単位		
									(3) その他の従業者の場合 +36単位	(3) その他の従業者の場合 +36単位		
(2)区分1の2	(一)定員10人以下 (649単位)	+9単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +155単位	(2) 児童指導員等の場合 +155単位		
									(3) その他の従業者の場合 +91単位	(3) その他の従業者の場合 +91単位		
	(二)定員11人以上20人以下 (433単位)	+6単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +103単位	(2) 児童指導員等の場合 +103単位		
									(3) その他の従業者の場合 +61単位	(3) その他の従業者の場合 +61単位		
	(三)定員21人以上 (326単位)	+4単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +62単位	(2) 児童指導員等の場合 +62単位		
									(3) その他の従業者の場合 +36単位	(3) その他の従業者の場合 +36単位		
(3)区分2の1	(一)定員10人以下 (612単位)	+9単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +155単位	(2) 児童指導員等の場合 +155単位		
	(二)定員11人以上20人以下 (407単位)	+6単位							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
									(2) 児童指導員等の場合 +103単位	(2) 児童指導員等の場合 +103単位		

ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1,754単位)
	(二)定員6人	(1,466単位)
	(三)定員7人	(1,262単位)
	(四)定員8人	(1,107単位)
	(五)定員9人	(988単位)
	(六)定員10人	(892単位)
	(七)定員11人以上	(685単位)

(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位
(2) 児童指導員等の場合 +309単位
(3) その他の従業者の場合 +182単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位
(2) 児童指導員等の場合 +258単位
(3) その他の従業者の場合 +152単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位
(2) 児童指導員等の場合 +221単位
(3) その他の従業者の場合 +130単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位
(2) 児童指導員等の場合 +193単位
(3) その他の従業者の場合 +114単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位
(2) 児童指導員等の場合 +172単位
(3) その他の従業者の場合 +101単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位
(2) 児童指導員等の場合 +155単位
(3) その他の従業者の場合 +91単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位
(2) 児童指導員等の場合 +103単位
(3) その他の従業者の場合 +61単位

イ 400単位 ロ 800単位
イ 333単位 ロ 666単位
イ 288単位 ロ 572単位
イ 250単位 ロ 500単位
イ 222単位 ロ 444単位
イ 200単位 ロ 400単位
イ 133単位 ロ 266単位

ハ(2) 重症心身障害児に休業日を行う場合	(一)定員5人	(2,036 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位	イ 400単位 ロ 800単位	
	(二)定員6人	(1,704 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +253単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位	イ 333単位 ロ 666単位	
	(三)定員7人	(1,465 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位	イ 288単位 ロ 572単位	
	(四)定員8人	(1,287 単位)				4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位	イ 250単位 ロ 500単位	
	(五)定員9人	(1,149 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位	イ 222単位 ロ 444単位	
	(六)定員10人	(1,038 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ 200単位 ロ 400単位	
	(七)定員11人以上	(809 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ 133単位 ロ 266単位	
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合	(429 単位)						イ 児童養育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児童養育の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位	
	(2)休業日に行う場合	(554 単位)				4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100			
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合	(533 単位)			減算が適用される月から2月目まで × 70/100			
		(二)休業日に行う場合	(658 単位)			3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100		
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合	(429 単位)			減算が適用される月から2月目まで × 70/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	
		(二)休業日に行う場合	(554 単位)					4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)	
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)	
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき35単位を加算)
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)	
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)	
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)	
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)		
特別支援加算		(1日につき54単位を加算)
強度行動障害児支援加算		(1日につき155単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき1,000単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき500単位を加算)	
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)	
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)	
保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×81/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×59/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×11/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×7/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×5/1,000)	

○居宅訪問型児童発達支援給付費

	注	注	注	注	注
基本部分	専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (991単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×79/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×58/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×32/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可			
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×51/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	特別地域加算
保育所等訪問支援給付費 (991単位)		+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	× 93/100	+15/100
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×79/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×58/1,000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×32/1,000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×11/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×51/1000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					